



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 中村屋
代表者名 代表取締役社長 鈴木 達也
(コード：2204)
問合せ先 執行役員
総務・人事部門統括部長 大野 正美
(TEL. 03-5454-7153)

連結子会社からの事業譲受および当該子会社の解散に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、当社の連結子会社である黒光製菓株式会社（以下「黒光製菓」という）からその全事業を譲受することを決議し、黒光製菓は同日開催の取締役会において、当社にその全事業を譲渡のうえ、平成 29 年 3 月 31 日付で解散する方針とすることを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 事業譲受および解散に至った経緯

黒光製菓は昭和 23 年に当社の協力工場として設立し、菓子類の商品を製造し当社に納入を行なっていました。昭和 53 年には、当社からの出資を受け 100%子会社となり、当社の菓子事業を補完する役割を担ってまいりました。

本業界を取り巻く環境が年々厳しさを増すなか、事業統合による経営合理化のさらなる推進を図るため、事業の全部を譲り受けることとしました。

当社は、今回の事業譲受にともない、経営資源の共有化、生産体制の効率化を進め、当社グループの収益向上に取り組んでまいります。

2. 解散する子会社の概要

(1)	名 称	黒光製菓株式会社		
(2)	所 在 地	東京都新宿区新宿三丁目 26 番 13 号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 正岡 弘史		
(4)	事 業 内 容	和菓子類の製造		
(5)	資 本 金	26 百万円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和 23 年 12 月 23 日		
(7)	大株主及び持株比率	株式会社 中村屋 100%		
(8)	上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	黒光製菓は当社 100%出資の連結子会社であり、当社に和菓子類の商品を供給しております。なお、当社の社員 1 名が黒光製菓の取締役として出向しております。		
(9)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
	純 資 産	190 百万円	178 百万円	135 百万円
	総 資 産	328 百万円	336 百万円	289 百万円
	売 上 高	752 百万円	790 百万円	636 百万円
	経 常 利 益	▲23 百万円	▲12 百万円	▲43 百万円
	当 期 純 利 益	▲23 百万円	▲12 百万円	▲43 百万円

3. 事業譲受の内容

- (1) 事業の内容 黒光製菓株式会社の事業の全部
- (2) 譲受する資産等 譲受事業に係る資産・負債の全て
- (3) 譲受価格 譲受価格は事業譲渡の効力発生日（平成 29 年 4 月 1 日）の前日における帳簿価額を基準として決定する

※ご参考 平成 28 年 3 月 31 日における黒光製菓の資産・負債の帳簿価格

資 産		負 債	
流 動 資 産	159 百万円	流 動 負 債	97 百万円
固 定 資 産	129 百万円	固 定 負 債	56 百万円
合 計	289 百万円	合 計	154 百万円

4. 事業譲受・解散の日程

- 平成 28 年 5 月 13 日 両社取締役会決議、事業譲渡契約の締結
- 平成 29 年 3 月 31 日 黒光製菓の臨時株主総会にて解散決議及び現物分配決議（予定）
- 同 日 黒光製菓から現物分配による固定資産（一部）の受入（予定）
- 平成 29 年 4 月 1 日 事業譲渡効力発生日（予定）
- 平成 29 年 7 月 清算終了（予定）

（注）本事業譲受は、会社法第 468 条第 2 項に定める簡易事業譲受ならびに同法第 468 条第 1 項に定める略式事業譲渡の規定により、当社および黒光製菓において事業譲渡契約書に関する株主総会の承認を得ることなく行なうものです。

5. 今後の見通し

本件は、当社の 100%出資の連結子会社からの事業の全部の譲受、および当該子会社の解散であるため、平成 29 年 3 月期の連結業績に及ぼす影響は軽微である見込みです。今後開示すべき事象が発生した場合には速やかに開示いたします。

以 上